

栄養士との連携が必要となるものと考えられる。

④障害者や要介護高齢者への 定期的歯科検診体制の構築

歯科口腔保健法でも条文で定められている障害者や要介護高齢者への定期的歯科検診に関する目標設定は、地域保健・医療・福祉の各々と複合的に関連するものであり、超高齢社会における歯科口腔保健の新たなミッションを示唆するものである。歯科口腔保健法が制定されたことにより、これまでの地域歯科保健で取り上げられることが少なかった障害者や要介護高齢者等に対して、体系的な歯科保健サービスを受けることができる体制構築等がより容易となったことは特筆すべき点と考えられる。

⑤歯科口腔保健条例の拡大と社会環境の整備

条例は法律ができるまでの中間的な法的枠組みと考えられることが多いが、「基本的事項」では、歯科保健条例を地域歯科保健推進のための社会環境の整備の取り組みの1つとしてとらえている。歯科を取り巻く人的・財的資源や環境は地域間で大きな差があるため、地域ごとの特性を踏まえた歯科口腔保健条例は、歯科口腔保健における社会環境の整備を図るうえできわめて大きな促進力となることが期待される。

おわりに

歯科専門職と保健師が共同で取り組む 今後の歯科口腔保健

全国保健所での歯科保健担当者に関する調査によると、政令市・保健所設置市の大多数では、歯科専門職が地域歯科保健業務を担当していた。しかし、それ以外では状況は大きく異なり、県型保健所では約4割、ならびに一般の市町村では約7割において、保健師が地域歯科保

健業務を担当していた⁸⁾。すなわち、すでに多くの自治体において地域歯科保健施策は、保健師と歯科専門職が連携・協働して推進する事業となっている点は、今後の地域歯科保健の方向性を考えるうえで重要なポイントの1つである。

保健師は、歯科口腔保健に関する研修の受講経験が少ないとの報告⁸⁾もあり、歯科専門職以外の地域保健専門職に対しての人材育成のあり方についても検討する必要がある。国立保健医療科学院では、歯科口腔保健に関する短期研修を実施しており、受講者として歯科以外の行政専門職を広く受け入れているところであるが、さらに歯科口腔保健業務に携わる保健師のニーズを踏まえた人材育成の場を設定することも考慮すべきだと考えられる。

◎文献

- 1) 三浦宏子, 原修一, 森崎直子, 山崎きよ子: 地域高齢者における活力度指標と摂食・嚥下関連要因との関連性. 日本老年医学会誌, 50(1): 110-115, 2013.
- 2) 森崎直子, 三浦宏子, 守屋信吾, 原修一: 在宅要介護高齢者の摂食・嚥下機能と健康関連 QOL との関連性. 日本老年医学会誌, 51(3): 259-263, 2014.
- 3) Takeuchi K, Aida J, Ito K, et al: Nutrition status and dysphagia risk among community-dwelling frail older adults. J Nutr Health Aging, 18(4): 352-357, 2014.
- 4) 厚生労働省医政局歯科保健課: 平成 23 年歯科疾患実態調査. 2012.
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/62-17.html> (2014/11/10 確認)
- 5) 山下喜久, 古田美智子, 清原裕: 口腔と全身の健康の相互関連性解明のアプローチ. 保健医療科学, 63(2): 114-120, 2014.
- 6) Cullinan MP, Ford PJ, Seymour GJ: Periodontal disease and systemic health: current status. Aust Dent J, 54(suppl 1): S62-69, 2009.
- 7) 相田潤, 近藤克則: ソーシャルキャピタル. 日本公衆衛生学会誌, 58(2): 129-132, 2011.
- 8) 安藤雄一, 岩瀬達雄, 高澤みどりほか: 全国の市区町村および都道府県型保健における歯科保健担当者のプロフィールと業務実態. 保健医療科学, 63(2): 139-149, 2014.

三浦宏子◎みうら・ひろこ

国立保健医療科学院

〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

